

JEF イエロー警告カード

大会名 : _____

日付 : _____

馬の管理責任者 106 条

氏名 : _____

JEF 会員No. : _____

馬匹名 : _____

違反行為 (いずれかに☑)

虐待行為 107 条、526 条&527 条

規程で定義されている行為 132 条

保護用ヘッドギア着用義務違反 108 条

適用されるスポーツルールへの違反 132 条

役員署名 : _____

馬管理責任者

署名 : _____

YELLOW WARNING CARD



抜粋 132 条 3 競技会規程 第 1 編 競技会規則

132 条 3. イエロー警告カード

(a) イエロー警告カードは、競技会期間中に、競技会審判団長、チーフスチュワードあるいは技術代表から、以下の違反を犯した者に対して発行する。

- ・馬に対する虐待行為
- ・馬管理責任者による不適切な行為および/あるいはアントラージュによる不適切な行為。
この条項において「アントラージュ」とは、馬管理責任者の両親、配偶者あるいはパートナー、家族、コーチ、トレーナー、グルーム、その他のスタッフなど、馬管理責任者と直接関わっている人々を指し、馬管理責任者の馬の所有者もこれに含まれる。
- ・本競技会規程に違反した場合
- ・保護用ヘッドギア着用義務に違反した場合 (第 108 条参照)

(b) イエロー警告カードは手渡しあるいはその他の適切な方法で渡される。渡そうとしたにも関わらず、競技会期間中に馬管理責任者にイエロー警告カードが発行されたことを通知できなかった場合、馬管理責任者には競技会から 14 日以内に通知をされなければならない。

(c) イエロー警告カードは、本競技会規程に基づいて科された制裁とともに付加的に発行されることがある。

(d) 同じ馬管理責任者が、主催あるいは公認競技会で最初のイエロー警告カードを受けてから 1 年以内に、同一競技会または他の主催および公認競技会で 1 枚あるいは複数のイエロー警告カードを出された場合、その馬管理責任者は自動的に、JEF 理事長から通達を受けた後、2 ヶ月間資格停止処分となる。

抜粋 527 条 2 競技会規程 第 5 編 総合馬術競技

527 条 2. 次のような違反があった場合はイエローカードが発行される: a) 過剰な鞭の使用すべて。上記に定める通り、あるいは一段と強い制裁措置として (第 526 条 2 に定める通り) b) その他馬への虐待行為 c) 疲労している馬を過剰に追うこと d) 過度に疲労している馬への騎乗については失格に加えて科される